

■医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術」について、同じ区分番号の手術を複数回受けられた場合は、施行の原因や部位を問わず、60日に1回のお支払いを限度とします。

例えば、「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術」は、一連の治療過程を1回の治療行為とみなして手術料が算定されます。こうした手術については、手術給付金も治療の都度お支払いするのではなく、60日に1回のお支払いとなります。



1回目の実施日から60日間に手術給付金を1回のみお支払いします。

※2024年6月現在の医科診療報酬点数表では、以下の手術が該当します。

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (K006-4)	組織拡張器による再建手術 (K022)	難治性骨折電磁波電気治療法 (K047)
難治性骨折超音波治療法 (K047-2)	超音波骨折治療法 (K047-3)	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K053-2)
体外衝撃波疼痛治療術 (K096-2)	自家培養軟骨組織採取術 (K126-2)	末梢神経ラジオ波焼灼療法 (K196-6)
網膜光凝固術 (K276) (注3)	鼓膜穿孔閉鎖術 (K311)	唾石摘出術 (K450)
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術 (K474-3)	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K476-5)	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K514-7)
食道・胃静脈瘤硬化療法 (内視鏡によるもの) (K533)	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 (K533-2)	下肢静脈瘤手術 (硬化療法) (K617(2))
胸水・腹水濾過濃縮再静注法 (K635)	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K645-3)	体外衝撃波胆石破碎術 (K678)
肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法 (K697-2)	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K697-3)	体外衝撃波膀胱石破碎術 (K699-2)
副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K755-3)	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (K768)	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (K773-7)
経皮的腎(腎盂)瘻拡張術 (K775-2)	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術 (K823-2)	膀胱尿管逆流症手術 (治療用注入材によるもの) (K823-3)
経尿道的前立腺高温度治療 (K841-3)	焦点式高エネルギー超音波療法 (K841-4)	胎児胸腔・羊水腔シャント術 (K910-3)
無心体双胎焼灼術 (K910-4)	胎児輸血術 (K910-5)	造血幹細胞採取 (K921) (注1) (注2)
間葉系幹細胞採取 (K921-2) (注1) (注2)	CAR発現生T細胞投与 (K922-2)	自己骨髄由来間葉系幹細胞投与 (K922-3)

* 医科診療報酬点数表の改定により変更になることがあります。

(注1) 骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始日から起算して1年経過後に骨髄採取を受けられた場合のみお支払いの対象となります。末梢血幹細胞採取はお支払いの対象とはなりません。

(注2) 提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合はお支払いの対象とはなりません。

(注3) 光線力学療法 (PDT) [眼に対するもの] も含みます。

■ 医科診療報酬点数表において、「手術料が1日につき算定される手術」についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。

例えば、「大動脈バルーンパンピング法（IABP法）」は数日間にわたって行うことがありますが、手術料は1日につき算定されます。こうした手術については、手術給付金も毎日お支払いするのではなく、1日目のみお支払いします。



1日目のみ手術給付金をお支払いします。 ※3日間にわたって行った場合

※2024年6月現在の医科診療報酬点数表では、以下の手術が該当します。

大動脈バルーンパンピング法（IABP法）(K600)	人工心臓 (K601)	体外式膜型人工肺 (K601-2)	経皮的心臓補助法 (K602)
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）(K602-2)	補助人工心臓 (K603)	小児補助人工心臓 (K603-2)	植込型補助人工心臓（非拍動流型）(K604-2)
吸着式潰瘍治療法 (K616-8)			

* 医科診療報酬点数表の改定により変更になることがあります。